

(様式1)

令和6年度包括外部監査結果・意見等に対する是正措置  
(措置済のもの)【監査委員通知・県公報登載】

番号	項目	監査の結果及び意見 (Pは令和6年度包括外部監査結果報告書のページ)	措置の内容
1	第3. 外部監査の結果及び意見 1 みやぎ二酸化炭素排出削減支援事業 (1) 事業効果の設定について 【意見】	【問題点・原因】 県は設定された事業効果であるCO <sub>2</sub> 削減効果の最大化のみならず、中小事業者への支援等の側面を考慮して予算配分等の意思決定を行っているが、このような側面は事業効果として設定ないし定量化されていないため、事業全体での予算配分に関する客観性の確保が困難となっている。 【結果(指摘、意見)】 意思決定の際に考慮している左記のような側面は、可能な限り事業効果として設定ないし定量化し、事後的な評価を通じた予算配分の最適化が可能となるよう努める。 具体的には、中小事業者にも幅広く補助金を交付する可能性も考慮し、中小企業による実行の対象となりやすいメニューの採択率ないし採択数を予算配分の際に考慮する指標とすること等が考えられる。 (P49)	県としては、機器の更新や断熱改修等による徹底した省エネを進めるとともに、再エネ導入についても推進することとしており、次年度における各補助事業の予算調整に当たっては、過年度における各事業の採択率や採択数も考慮した上で、適切なバランスとなるよう努めている。
2	第3. 外部監査の結果及び意見 1 みやぎ二酸化炭素排出削減支援事業 (2) チェックリストの項目見直しについて 【意見】	【問題点・原因】 申請者の利用するチェックリストの項目のうち、補助金振込先金融機関に関する資料の項目が実態にそぐわないことから、当該項目が空欄となったまま手続が進められているケースが複数確認されており、提出書類の不足を見逃すことに繋がるおそれがある。 【結果(指摘、意見)】 適時にチェックリストの項目の見直しを検討する。 (P50)	チェックリストを含め、申請書や各種様式については、修正や改善の余地の有無について毎年度検討をしているところであり、引き続き、事業者の実態等を踏まえて対応していく。
3	第3. 外部監査の結果及び意見 1 みやぎ二酸化炭素排出削減支援事業 (3) 誓約書・自認書における押印について 【意見】	【問題点・原因】 本事業では、県民の利便性向上を目的の一つとして、令和5年度から、他の手続に比してより厳格な確認が必要とされる誓約書や自認書といった文書への押印が不要とされている。 環境政策課は当該方針の採用に合わせ、誓約書や自認書の様式を一部変更しているが、その他の手段による明文化が行われていない。 このため、本事業において申請者から書面で提出される誓約書や自認書には、申請者による押印がなされているものが混在しており、押印廃止の目的が十分に達成されていないおそれがある。 【結果(指摘、意見)】 県民の利便性向上という押印廃止の目的が十分に達成されるよう、事業に関するQ&A等において、押印は省略可能であることについての明文化・周知を行う。 (P51)	「申請の手引き」などの説明資料において、申請書への押印が省略可能である旨を明示することとした。
4	第3. 外部監査の結果及び意見 1 みやぎ二酸化炭素排出削減支援事業 (4) 経過報告業務の有効性について 【意見】	【問題点・原因】 申請者は事業実施後の状況確認、事業効果の継続的把握を目的として、事業実施後翌々年度の4月末まで事業経過報告書の提出による経過報告が求められている。 この点、各種事業者の情報を集約した一覧表の作成等が行われているものの、集約した情報から示唆を得るために必要となる、分析結果の文書化等が行われていないことから、当該経過報告が今後の施策に活かすための広範な視点での検討、議論に繋がっていないおそれがある。 【結果(指摘、意見)】 業務の有効性を高めるため、広範な視野での分析、議論を行い、これらの業務から得られた知見を文書化して共有可能にすることで、検証結果をより一層今後の施策に活かしていく。 (P51)	事業経過報告書によって得られる情報は、補助事業を行った事業者における設備利用率や二酸化炭素排出削減量等の個別の一次情報であり、集約した情報のみからは広範な視点の検討のための分析を行うことは難しいが、報告によって把握できる事業全体での二酸化炭素排出削減量等は、再エネ導入量などの他の情報と併せて分析等を行うことで、施策の方向性を検討するに当たり有益な情報として活用している。

番号	項目	監査の結果及び意見 (Pは令和6年度包括外部監査結果報告書のページ)	措置の内容
5	<p>第3. 外部監査の結果及び意見</p> <p>1 みやぎ二酸化炭素排出削減支援事業 (5) 高効率設備等導入事業について①</p> <p>【指摘】</p>	<p>【問題点・原因】</p> <p>高効率設備等の導入にかかるみやぎ二酸化炭素排出削減支援事業実績報告書が、交付要綱の定める提出期限である事業完了後一月を超過して提出されている事例が確認されるものの、この点について特段の文書化がなされないまま承認がなされている。したがって、承認プロセスの合規性に関する事後的な検証が困難となり、承認プロセス、ひいては交付要綱の形骸化を招くおそれがある。</p> <p>【結果(指摘、意見)】</p> <p>交付金制度の透明性と公平性を維持するため、遅延理由等の検証や承認過程について、適切な文書化を行う。</p> <p>また、このような提出期限の遅延が生じた場合であっても、業務への支障を抑えつつ各種手続の実効性を確保できるよう、提出期限の遅延が生じた際に必要となる手続を、予め文書等で明確化する。</p> <p>(P53)</p>	<p>補助事業者からの必要書類の提出が遅延した場合は、遅延理由や受理・承認に至る判断過程の適切な記録、保存を徹底することとした。なお、実績報告書は期限内の提出が原則であり、遅延を想定した手続きを公表することは適切ではないことから、引き続き、期限内の書類提出・手続きの徹底について周知していく。</p>
6	<p>第3. 外部監査の結果及び意見</p> <p>1 みやぎ二酸化炭素排出削減支援事業 (6) 高効率設備等導入事業について②</p> <p>【指摘】</p>	<p>【問題点・原因】</p> <p>補助金交付申請書の添付書類の記載に漏れがあるにもかかわらず、補助金交付申請書が通常と同様に承認されている事例が確認される。追加の確認作業や訂正を求める措置が取られない場合、不正確な情報に基づく承認行為を招き、結果として交付金の適正な交付が妨げられるおそれがある。</p> <p>【結果(指摘、意見)】</p> <p>不備を解消したうえで改めて申請書の承認を行う。仮に不備の内容が軽微なために差し戻しを行わない場合であっても、当該不備が生じた理由について申請事業者への確認等を行い、正確な情報を文書化したうえで承認を行う。</p> <p>(P53)</p>	<p>申請書類に不備が認められる場合は、申請者に対して訂正・再提出を求める運用を原則としているが、軽微な誤記等であり差し戻しを行わない事案については、不備が生じた理由等を記録し、確認結果を申請書等に明記することで、申請に係る承認行為の適正性を確保する。</p>
7	<p>第3. 外部監査の結果及び意見</p> <p>1 みやぎ二酸化炭素排出削減支援事業 (7) 高効率設備等導入事業について③</p> <p>【意見】</p>	<p>【問題点・原因】</p> <p>交付要綱に則り、補助金交付申請書の添付書類として、相見積もりの証跡である2社の見積書が提出されているが、地理的な近接、見積書の様式の類似性、見積日付の一致等、適切に取得された相見積もりではない可能性を示唆する要素が存在する。</p> <p>しかしながら、追加の確認等がなされないまま、補助金交付申請書への承認がなされており、適切な相見積もりが行われていない場合は、正当な取引価格を超過する交付金が交付され、県の予算の適切な執行を害するおそれがある。</p> <p>なお、本外部監査の過程で県による追加の検証手続が行われた結果、2社の間に密接な関係は識別されていないことから、これらの事項は補助金交付の正当性を損なうものではない。</p> <p>【結果(指摘、意見)】</p> <p>適切に取得された相見積もりではない可能性を示唆する要素がないかという観点で批判的な検証を行い、仮にそのような要素が検出された場合は、供給業者の選定過程の確認等の追加的な検証手続を行うことで、交付金の使途の透明性の確保に努める。</p> <p>(P54)</p>	<p>補助事業者から提出される見積書については、その取得経緯や金額の差異等を複数の職員で確認し、不自然な共通点等が認められる場合には、必要に応じて見積依頼の方法等について確認を求めることとした。</p>

番号	項目	監査の結果及び意見 (Pは令和6年度包括外部監査結果報告書のページ)	措置の内容
8	<p>第3. 外部監査の結果及び意見</p> <p>1 みやぎ二酸化炭素排出削減支援事業 (8) 再生可能エネルギー等設備導入事業について①</p> <p>【意見】</p>	<p>【問題点・原因】</p> <p>申請者からの提出が必要となるチェックシートにおいて、申請者によるチェック証跡のない項目が複数存在しており、チェック証跡がないことについて、県がその正当性を確認した証跡もないことから、申請時の資料提出に漏れが生じるおそれや、県側での確認状況を事後的に確かめることができないおそれ、ひいては資料提出及び確認作業の透明性・有効性が低下するおそれがある。</p> <p>【結果(指摘、意見)】</p> <p>仮に該当がない項目であっても、斜線を引く等の方法でその旨を明記する。また、チェック証跡の記載者を明確にするため、申請事業者と県の担当者がそれぞれチェック証跡を記載できるよう、現在単一で設けられているチェックリストのチェック欄を複数とする、県が確認証跡の記載に用いる用具や色、記載方法を統一するなどの対応を行う。</p> <p>(P54)</p>	<p>該当がない項目は斜線等で明確に「未該当」を示す方法を標準化することとした。また、県としてのチェックは欄外に記載するなど、事後においても県の確認証跡を確認できるよう措置している。</p>
9	<p>第3. 外部監査の結果及び意見</p> <p>1 みやぎ二酸化炭素排出削減支援事業 (9) 再生可能エネルギー等設備導入事業について②</p> <p>【意見】</p>	<p>【問題点・原因】</p> <p>補助金の確定に際して県が作成する補助事業履行確認調査復命書において、鉛筆書きで修正又は加筆した箇所が数箇所存在するが、修正者、修正日及び訂正印が残されていないことから、手続の透明性・正当性が損なわれる可能性がある。</p> <p>【結果(指摘、意見)】</p> <p>修正履歴を適切に把握、管理できるよう、訂正印を残す等の対応を行う。</p> <p>(P55)</p>	<p>補助事業履行確認調査復命書の記載内容を修正するに当たっては、修正日の記載や訂正印を残す等の対応を行っている。また、電子決裁システムにおいては、修正者や修正ファイルが履歴として残ることとなっている。</p>
10	<p>第3. 外部監査の結果及び意見</p> <p>1 みやぎ二酸化炭素排出削減支援事業 (10) 研究開発等事業について</p> <p>【意見】</p>	<p>【問題点・原因】</p> <p>県が事業の実施結果の妥当性を確認する際に行う、経費区分別の予実分析において、分析フォーマット上の「乖離が過大(20%超)な理由」という記載項目への該当事由があるにもかかわらず、理由の記載がなされていない。この点、記載を不要と判断した根拠は存在するものの、根拠の文書化もなされていない。担当者の判断の根拠が適切に文書化されておらず、他の者による客観的な検証が困難になっているため、確認作業の形骸化をもたらすおそれがある。</p> <p>【結果(指摘、意見)】</p> <p>フォーマットに沿って明確に記載を行う、仮に重要性が乏しいと判断された場合であっても、その根拠を適切に文書化する。また、重要性の判断が担当者による恣意的なものとならないよう、例えば金額的な閾値を定めるといった対応を行うことが考えられる。</p> <p>(P55)</p>	<p>予実乖離が20%を超える場合は、金額の多寡に関わらずその理由を分析フォーマットに明記し、空欄とならないよう複数の職員で確認することを徹底している。</p>
11	<p>第3. 外部監査の結果及び意見</p> <p>2 2050ゼロカーボン推進事業 (1) 令和4年度新みやぎグリーン戦略プランにおける事業効果(計画値)の誤りについて</p> <p>【指摘】</p>	<p>【問題点・原因】</p> <p>令和4年度新みやぎグリーン戦略プランにおける事業効果(計画値)は16,297t-CO<sub>2</sub>となっているが、この数値には誤りがあり、正確には463t-CO<sub>2</sub>である。令和4年度の計画値は他の年度や実績と比較しても異常の水準であるため、分析により計算誤りを異常値として識別することは容易であり、当該誤りがこれまで認識されていなかった事実は、県による事業効果の検証、ひいては財源の活用の有効性にも懸念を生じさせるおそれがある。</p> <p>【結果(指摘、意見)】</p> <p>時系列での推移や、計画と実績の乖離状況を分析、検証することで、成果を評価するのみならず、事業上の課題を特定し、今後の施策の改善に活かしていく。</p> <p>(P58)</p>	<p>時系列での分析と検証については、環境税充当事業の予算要求の際に過年度の要求額、事業効果を記載する様式を使用しており、ヒアリングを通じて事業の効果や要求額の妥当性について確認を行った上で、査定を行っている。</p>

番号	項目	監査の結果及び意見 (Pは令和6年度包括外部監査結果報告書のページ)	措置の内容
12	第3. 外部監査の結果及び意見 3 スマートエネルギー住宅普及促進事業 (1) 1者応募について 【意見】	【問題点・原因】 公募により事業者を募集しているところ、依然として1者応募の状況が平成30年から継続している。 【結果(指摘、意見)】 複数の事業者を比較検討し、自治体にとって最適な選択が可能となるよう、補助対象者要件を満たすと考えられる事業者や関連団体に対し本事業の周知を図る等、より競争を促すことを検討・実施するべきである。 (P61)	公募を行うに当たっては、県HPでの公募要領掲載に加え、県内の指定確認検査機関に対しても事業公募を周知することとした。
13	第3. 外部監査の結果及び意見 4 温暖化防止間伐推進事業 (1) 事業効果について① 【意見】	【問題点・原因】 事業効果であるCO2削減効果について、計画値は単年度の削減効果、実績値は累積削減効果で公表されており、比較可能性が損なわれている。県は累計削減効果の計算式を公表しておらず、現状の県の計画値及び実績値の公表方法では、県民が事業の進捗状況の良否を判断することが困難である。 【結果(指摘、意見)】 事業効果を県民が適切に理解できるよう、事業効果は計画、実績ともに同じ計算方法で算出した値を用いる。 (P63)	環境生活部環境政策課が作成・公表している県ホームページ『「みやぎ環境税」を活用した取組』において、令和7年度に実施する事業一覧からは、事業効果の欄にCO2削減量の単年度効果及び累積効果を併記するよう改善された。 <a href="https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kankyo-s/kankyousei4.html">https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kankyo-s/kankyousei4.html</a>
14	第3. 外部監査の結果及び意見 4 温暖化防止間伐推進事業 (2) 事業効果について② 【意見】	【問題点・原因】 CO2削減効果の単年度の実績は計画値を大きく下回っているが、この点は原因を含め公表されておらず、県民の理解に資する開示がなされていない。 【結果(指摘、意見)】 計画値と実績値の乖離が大きい場合には、県民の理解に資するように、その原因について開示を行う。原因分析をもとに次回の事業選定に繋げるなど、効果的な予算の使い方についても検討を行う。 (P63)	CO2削減効果の単年度実績は、当該年度に本事業で実施した間伐・除伐面積に左右されるが、本県の人工林は収穫可能な林分が全体の約90%を占めており、主伐が増加する一方で間伐は減少傾向にある。 そのため、本事業については計画値と実績値の乖離が大きくなっていることから、令和6年度事業からは、前年度以前の実績値を元に実施可能な予算規模とした。 (参考 R5当初：76,500千円、R6当初：65,126千円、R7当初：70,131千円)
15	第3. 外部監査の結果及び意見 4 温暖化防止間伐推進事業 (3) 確認調査について① 【意見】	【問題点・原因】 現地調査に際して、県は温暖化防止森林づくり推進事業確認調査要領に基づき、3.0ha未満の植栽施行地とその他の施行地は施行地数が10%以上となるように任意で確認対象を選定している。実施した面積をもとに補助金額が確定するという制度であり、面積の確認を目的とする現地調査は重要であるにもかかわらず、現地調査の選定先の決定方法には基準がなく、恣意性が入る余地がある。 【結果(指摘、意見)】 現地調査の選定方法について、県としての方針(選定対象とすべき視点)を示す等の、恣意性が排除できる方法を検討する。 (P65)	森林育成事業完了検査実施要領に準じて無作為に現地調査箇所を抽出するよう、温暖化防止森林づくり推進事業確認調査要領を改正した(令和8年4月1日施行)。
16	第3. 外部監査の結果及び意見 4 温暖化防止間伐推進事業 (4) 確認調査について② 【意見】	【問題点・原因】 温暖化防止森林づくり推進事業確認調査要領に基づき、GISデータ、野帳、整備された写真等により施行内容が確認できるものについては、現地調査を省略することが可能となっているが、現状では、GISデータ等の作成が難しい事業者が一定程度存在するため、効率化への寄与は限定的となっている。 【結果(指摘、意見)】 人材育成支援等を通じて、作業者によるGISデータ等の作成を普及することが望ましい。 (P65)	宮城県林業技術総合センターを拠点とする「みやぎ森林・林業未来創造カレッジ」において、スマート林業推進のための各種講座を開催し、ドローン、GNSS、地上レーザーやGIS等、デジタル技術を活用できる人材の育成を推進している。  【参考：カレッジ研修コース一覧】 <a href="https://miyagi-morimirai.jp/course">https://miyagi-morimirai.jp/course</a>

番号	項目	監査の結果及び意見 (Pは令和6年度包括外部監査結果報告書のページ)	措置の内容
17	第3. 外部監査の結果及び意見 5 チャレンジ!みやぎ500万本造林事業 (1) 低コスト再造林の実践提案を行う事業体に対する補助の事業効果について 【意見】	【問題点・原因】 補助の条件には、事業実施後3年間にわたり低コスト造林の実施効果及び活着状況等について報告を行うことが定められているが、提出期限が設定されていない。そのため、県は報告を提出するように求めているが、提出状況は芳しくない。 【結果(指摘、意見)】 報告の期限を設定し、報告を適切な時期に入手することが望ましい。 (P68)	意見を踏まえ、令和7年2月27日付森整号外で令和7年3月31日までに報告書を提出するよう通知文書を出し、令和6年度以前の事業実施効果については、全ての事業体が報告書を提出済みである。また、令和7年度の事業実施効果等に関する報告期限を令和8年3月31日までと設定し、その旨を令和7年4月18日の森林整備業務担当者会議で各地方機関へ周知した。
18	第3. 外部監査の結果及び意見 5 チャレンジ!みやぎ500万本造林事業 (2) 確認調査について① 【意見】	【問題点・原因】 現地調査に際して、県は温暖化防止森林づくり推進事業確認調査要領に基づき、3.0ha未満の植栽施行地とその他の施行地は施行地数が10%以上となるように任意で確認対象を選定している。実施した面積をもとに補助金額が確定するという制度であり、面積の確認を目的とする現地調査は重要であるにもかかわらず、現地調査の選定先の決定方法には基準がなく、恣意性が入る余地がある。 【結果(指摘、意見)】 現地調査の選定方法について、県としての方針(選定対象とすべき視点)を示す等の、恣意性が排除できる方法を検討する。 (P68)	森林育成事業完了検査実施要領に準じて無作為に現地調査箇所を抽出するよう、温暖化防止森林づくり推進事業確認調査要領を改正した(令和8年4月1日施行)。
19	第3. 外部監査の結果及び意見 5 チャレンジ!みやぎ500万本造林事業 (2) 確認調査について② 【意見】	【問題点・原因】 温暖化防止森林づくり推進事業確認調査要領に基づき、GISデータ、野帳、整備された写真等により施行内容が確認できるものについては、現地調査を省略することが可能となっているが、現状では、GISデータ等の作成が難しい事業者が一定程度存在するため、効率化への寄与は限定的となっている。 【結果(指摘、意見)】 人材育成支援等を通じて、作業員によるGISデータ等の作成を普及することが望ましい。 (P68)	宮城県林業技術総合センターを拠点とする「みやぎ森林・林業未来創造カレッジ」において、スマート林業推進のための各種講座を開催し、ドローン、GNSS、地上レーザーやGIS等、デジタル技術を活用できる人材の育成を推進している。  【参考:カレッジ研修コース一覧】 <a href="https://miyagi-morimirai.jp/course">https://miyagi-morimirai.jp/course</a>
20	第3. 外部監査の結果及び意見 6 マツ林景観保全事業 (1) 事業効果について 【意見】	【問題点・原因】 事業効果であるCO2削減効果について、計画値は単年度の削減効果、実績値は累積削減効果で公表されており、比較可能性が損なわれている。県は累計削減効果の計算式を公表しておらず、現状の県の計画値及び実績値の公表方法では、県民が事業の進捗状況の良否を判断することが困難である。 【結果(指摘、意見)】 事業効果を県民が適切に理解できるよう、事業効果は計画、実績ともに同じ計算方法で算出した値を用いる。 (P71)	環境生活部環境政策課が作成・公表している県ホームページ『「みやぎ環境税」を活用した取組』において、令和7年度に実施する事業一覧からは、事業効果の欄にCO2削減量の単年度効果及び累積効果を併記するよう改善された。 <a href="https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kankyo-s/kankyousei4.html">https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kankyo-s/kankyousei4.html</a>
21	第3. 外部監査の結果及び意見 6 マツ林景観保全事業 (2) 確認調査について 【意見】	【問題点・原因】 温暖化防止森林づくり推進事業確認調査要領に基づき、GISデータ、野帳、整備された写真等により施行内容が確認できるものについては、現地調査を省略することが可能となっているが、現状では、GISデータ等の作成が難しい事業者が一定程度存在するため、効率化への寄与は限定的となっている。 【結果(指摘、意見)】 人材育成支援等を通じて、作業員によるGISデータ等の作成を普及することが望ましい。 (P71)	宮城県林業技術総合センターを拠点とする「みやぎ森林・林業未来創造カレッジ」において、スマート林業推進のための各種講座を開催し、ドローン、GNSS、地上レーザーやGIS等、デジタル技術を活用できる人材の育成を推進している。  【参考:カレッジ研修コース一覧】 <a href="https://miyagi-morimirai.jp/course">https://miyagi-morimirai.jp/course</a>

番号	項目	監査の結果及び意見 (Pは令和6年度包括外部監査結果報告書のページ)	措置の内容
22	第3. 外部監査の結果及び意見 7 ナラ林等保全対策事業 (1) 確認調査について① 【意見】	【問題点・原因】 現地調査に際して、県は温暖化防止森林づくり推進事業確認調査要領に基づき、3.0ha未満の植栽施行地とその他の施行地は施行地数が10%以上となるように任意で確認対象を選定している。実施した面積をもとに補助金額が確定するという制度であり、面積の確認を目的とする現地調査は重要であるにもかかわらず、現地調査の選定先の決定方法には基準がなく、恣意性が入る余地がある。 【結果(指摘、意見)】 現地調査の選定方法について、県としての方針(選定対象とすべき視点)を示す等の、恣意性が排除できる方法を検討する。 (P73)	森林育成事業完了検査実施要領に準じて無作為に現地調査箇所を抽出するよう、温暖化防止森林づくり推進事業確認調査要領を改正した(令和8年4月1日施行)。
23	第3. 外部監査の結果及び意見 7 ナラ林等保全対策事業 (2) 確認調査について② 【意見】	【問題点・原因】 温暖化防止森林づくり推進事業確認調査要領に基づき、GISデータ、野帳、整備された写真等により施行内容が確認できるものについては、現地調査を省略することが可能となっているが、現状では、GISデータ等の作成が難しい事業者が一定程度存在するため、効率化への寄与は限定的となっている。 【結果(指摘、意見)】 人材育成支援や広報等を通じて、作業者によるGISデータ等の作成を普及することが望ましい。 (P73)	宮城県林業技術総合センターを拠点とする「みやぎ森林・林業未来創造カレッジ」において、スマート林業推進のための各種講座を開催し、ドローン、GNSS、地上レーザーやGIS等、デジタル技術を活用できる人材の育成を推進している。  【参考:カレッジ研修コース一覧】 <a href="https://miyagi-morimirai.jp/course">https://miyagi-morimirai.jp/course</a>
24	第3. 外部監査の結果及び意見 8 県産材利用サステナブル住宅普及促進事業 (1) 新築住宅支援について 【指摘】	【問題点・原因】 申請者からの提出が遅れた申請書類について、申請書類である「チェックリスト」及び審査資料である「補助金交付申請書新築住宅支援審査用チェックリスト」の提出済み欄へのチェックが漏れている。本来であれば審査の時点で両者にチェック証跡が記載されるべきであることから、チェックリストを用いた、申請書類の網羅性に関する確認作業が形骸化しているおそれがある。 【結果(指摘、意見)】 書類の提出が遅れている申請を個別に管理し、未了事項を把握できる状態にすることで、提出書類の網羅性の確認を徹底する。 (P75)	提出された書類は「不足書類依頼中」「1次チェック終了」「2次チェック終了」と審査の段階に応じて保管場所を分けて管理しており、進捗段階を一目で判断できるようにしている。また、相手方に確認している事項などがある場合は付箋に内容を記入して申請書類に貼付し、担当者間で共有している。
25	第3. 外部監査の結果及び意見 8 県産材利用サステナブル住宅普及促進事業 (2) 住宅リフォーム支援について 【意見】	【問題点・原因】 令和5年度においては、事業量として40棟分を予定していたところ、実際の申請数及び交付決定数は5件にとどまり、事業効果の計画からの下振れ要因となっている。背景としては、補助要件の一つである県産材の利用量が立米単位のみで定められていたため、床や壁等、平面のリフォームにおいては要件が充足されず、申請を見送るケースが多く生じたことが想定される。 【結果(指摘、意見)】 相談会の開催等により、住宅リフォーム支援の認知度向上に取り組むとともに、補助要件について、申請に当たりボトルネックとなっている県産材利用量の下限値等について効果が認められる範囲にて継続的な見直しを行い、より支援制度が利用されるような取組みを推進する。 (P76)	令和5年度の状況を鑑み、令和6年度からは、新たに平米要件及び平米当たりの単価を設定し、平面のリフォームにおいても利用できるように改善を図った。その結果、令和6年度は予定事業量8件に対し11件の申請があった。
26	第3. 外部監査の結果及び意見 9 みやぎCLT普及促進事業 (1) CLTユニット建築支援事業について 【意見】	【問題点・原因】 本メニューは令和5年度において申請実績及び交付実績がなく、事業効果の創出に繋がっていないことから、利用促進のための措置を講じていく必要がある。 【結果(指摘、意見)】 相談会の開催など、CLTユニット建築支援事業の認知度向上に取り組むとともに、申請要件や募集方法を見直し、実際に事業が利用されるような取組みを推進する。 (P78)	令和7年度事業の実施に当たっては、CLTに興味のある団体・企業等が参画する宮城県CLT等普及推進協議会の総会の場において、出席者に対し事業内容を紹介するとともに、欠席者には個別にメールで周知を行った。また、これまでの事例をまとめた冊子を作成し、県内各所で配布し周知を行った。

番号	項目	監査の結果及び意見 (Pは令和6年度包括外部監査結果報告書のページ)	措置の内容
27	<p>第3. 外部監査の結果及び意見 10 環境創造基金市町村支援事業 (1) 交付要綱別表とQ&amp;Aの内容の相違について 【指摘】</p>	<p>【問題点・原因】 「LED照明からLED照明への更新、LED照明（街路灯等を含む）の新設に係る経費」は、交付要綱別表3にて交付対象外経費の例としてあげられている一方、みやぎ環境交付金事業Q&amp;Aでは交付対象となり得ると記載されている。これはQ&amp;Aの改訂が遅れていることによるものであり、公表情報の正確性を損なうおそれや、申請誤りを招くおそれがある。 【結果（指摘、意見）】 要綱、Q&amp;A等の一貫性確保のため、関係個所を同時に改訂、公表するための情報更新のプロセスを整備する。 (P80)</p>	<p>要綱とQ&amp;Aの相違については、令和6年度中にQ&amp;Aを更新し、整合を図った。 令和7年度の要綱改訂に当たって、Q&amp;Aも見直しを行い改訂版を同時に公開するよう努める。</p>
28	<p>第3. 外部監査の結果及び意見 10 環境創造基金市町村支援事業 (2) 仙台市のアクションプログラム推進事業及び省エネ家電買い替えキャンペーン事業（メニュー選択型）について 【意見】</p>	<p>【問題点・原因】 アクションプログラム推進事業は、次世代自動車を導入する中小企業者に対し補助を行う事業であり、事業費や次世代自動車の導入実績は計画比で10～20%ほどの微増の推移となっているが、CO2削減効果は計画比で約3倍となっている。 同様に、省エネ家電買い替えキャンペーン事業においても、事業費が計画比で横ばいの推移となっている一方、CO2削減効果は計画比で約3倍となっている。 しかしながら、これらの著しい増加の背景について、県による検討、確認はなされていない。 【結果（指摘、意見）】 CO2削減効果が計画対実績で大きく増加している場合は、より高い事業効果を得られた背景を確認し、今後の施策に活かせるよう、変動理由について適切な検証を行う。 (P81)</p>	<p>令和5年度に実施した交付要綱（令和6年度事業より適用）の改正に伴い、確認調査のチェック項目に事業実績への記載事項を確認する項目を設定している（実績や成果が適切に記載されているか、計画と内容が異なる場合にその理由が記載されているか）。 確認調査を担当する保健所と事例を共有し、遺漏の無いように努める。 高い事業効果をあげることができた事業については、市町村担当者説明会の場等で事例紹介をする等、事例の横展開を図る。</p>
29	<p>第3. 外部監査の結果及び意見 10 環境創造基金市町村支援事業 (3) 石巻市の公用車へのPHEV導入事業（メニュー選択型）について 【指摘】</p>	<p>【問題点・原因】 本事業は、ガソリン車をPHV車へ置き換えることを目的とした事業であるが、市の算定したCO2削減効果は、置き換え前のガソリン車の二酸化炭素排出量のみに基づき計算されている。この場合、置き換え後のPHV車からの二酸化炭素排出量がゼロであることが前提となるが、この点について何らの説明、検討がなされていない。 【結果（指摘、意見）】 CO2削減効果の算定方法が実態と整合しているか、算定方法の前提が適切か、といった点について、適切な検証を行い、交付の決定に利用する情報の正確性を確認する。 (P81)</p>	<p>令和5年度に実施した交付要綱（令和6年度事業より適用）の改正に伴い、確認調査のチェック項目に事業実績への記載事項を確認する項目を設定している（二酸化炭素削減量は適切に計算されているか）。 令和8年度の事業計画照会に併せて、実施の多い事業（照明LED化、公用車へのEV・PHEV導入）のCO2算定シートを作成し、市町村へ配布した。 確認調査を担当する保健所と事例を共有し、遺漏の無いように努める。</p>
30	<p>第3. 外部監査の結果及び意見 10 環境創造基金市町村支援事業 (4) 石巻市の太陽光発電等普及促進事業（メニュー選択型）について 【指摘】</p>	<p>【問題点・原因】 事業実施に際して市から提出された事業実施計画書及び実績報告書において、それぞれCO2削減効果が記載されている一方、同事業実施計画書及び実績報告書にて「算定根拠資料が別にある場合は添付すること」とされているにもかかわらず、算定根拠資料の提出はなされておらず、未提出の背景についても文書化されていない。 【結果（指摘、意見）】 CO2削減効果が記載されている以上、算定根拠資料が存在することは明らかであるため、根拠資料について適切に徴求を行う。 (P82)</p>	<p>確認調査のチェック項目に事業実績への記載事項を確認する項目を設定しており、確認調査実施者（保健所担当者）に対して、根拠資料の徴求について対応の徹底に努める。 令和8年度の事業計画照会において、算定根拠資料の提出を必須として通知したとともに、令和7年度末の交付要綱改正に併せて、実績報告の提出資料に算定根拠資料を追加した。 確認調査を担当する保健所と事例を共有し、遺漏の無いように努める。</p>

番号	項目	監査の結果及び意見 (Pは令和6年度包括外部監査結果報告書のページ)	措置の内容
31	第3. 外部監査の結果及び意見 10 環境創造基金市町村支援事業 (5) 登米市の公用車PHV導入事業(メニュー選択型)について① 【意見】	【問題点・原因】 要綱等への抵触はないものの、購入するPHV車が計画時点から変更され、よりハイブリッド燃料消費率の低い車両が購入されている点について、変更理由等の説明、検討がなされていない。また、車両変更との因果関係は定かではないが、CO2削減量は計画から約60%減少している。 【結果(指摘、意見)】 二酸化炭素削減量は燃料消費率のみで図られるものではないが、特にCO2削減効果の実績が計画を大きく下回っているような状況下では、車種変更等、支出内容の変更理由の合理性についても、適切な検証を行う。 (P82)	令和5年度に実施した交付要綱(令和6年度事業より適用)の改正に伴い、確認調査のチェック項目に事業実績への記載事項を確認する項目を設定している(実績や成果が適切に記載されているか、計画と内容が異なる場合にその理由が記載されているか)。 事業内容の変更があった場合には速やかに相談、変更申請を行うよう、市町村担当者説明会の場等で周知を徹底するとともに、確認調査を担当する保健所と事例を共有し、遺漏の無いように努める。
32	第3. 外部監査の結果及び意見 10 環境創造基金市町村支援事業 (6) 登米市の公用車PHV導入事業(メニュー選択型)について② 【意見】	【問題点・原因】 実績報告書上、CO2削減効果は様式に則り実績値のみが記載されていることから、計画と実績が比較できるような形での記載はなされておらず、上記CO2削減量の減少の背景についても検討、確認がなされていない。 【結果(指摘、意見)】 事業効果という重要な指標であることを考慮し、計画値と実績値の比較が容易になるよう、両者を併記する枠を設ける。 (P82)	令和5年度改正交付要綱(令和6年度事業より適用)において、両者を記載するよう様式を変更している。
33	第3. 外部監査の結果及び意見 10 環境創造基金市町村支援事業 (7) 村田町のソーラー照明及びPHV導入を契機としたCO2削減と防犯・防災対応能力向上事業(市町村提案型)について① 【指摘】	【問題点・原因】 交付要綱には、交付決定に係る年度の2月末までに事業実績報告書を提出することが定められているが、町は計画期間を2月末から3月末まで延長する内容の計画変更承認申請書を3月28日に提出し、その後みやぎ環境交付金(メニュー選択型)事業実績報告書の提出がなされていることから、提出期限の遅延が認められる。当該遅延については両自治体の担当者間でコミュニケーションが行われ、関係者への情報共有もなされていたことから、計画変更及び事業実績報告書は通常と同様に承認されているが、遅延の事実に関する判断は文書化されていない。したがって、承認プロセスの合规性に関する事後的な検証が困難となり、承認プロセス、ひいては交付要綱の形骸化を招くおそれがある。 【結果(指摘、意見)】 交付金制度の透明性と公平性を維持するため、県は遅延理由等の検証や承認過程について、適切な文書化を行う。また、このような提出期限の遅延が生じた場合であっても、業務への支障を抑えつつ各種手続の実効性を確保できるよう、提出期限の遅延が生じた際に必要となる手続を、予め文書等で明確化する。 (P83)	Q&AのQ.12に完了予定日の延長について記載があり、このことについて市町村説明会などの場で市町村及び保健所に対して周知徹底に努めた。 遅延に関する理由の検証や意思決定の過程に関する記録について、決裁時に併せて回覧する体制とする。
34	第3. 外部監査の結果及び意見 10 環境創造基金市町村支援事業 (8) 村田町のソーラー照明及びPHV導入を契機としたCO2削減と防犯・防災対応能力向上事業(市町村提案型)について② 【指摘】	【問題点・原因】 交付金を財源として導入する設備の種類を変更したケースがあり、みやぎ環境交付金事業Q&Aに照らして事業計画の変更承認が必要となる状況に該当するにもかかわらず、町及び県の担当者は、費目間での流用が生じないことから、計画の変更承認は不要と判断していた。このため、事業計画の変更承認申請及び県による変更承認が行われておらず、上記Q&Aへの抵触が認められる。 【結果(指摘、意見)】 関係者が変更承認の要否を適切に認識・判断できるよう、指導及び情報周知を強化し、規定に基づいた手続を遵守する体制を整備する。 (P84)	計画変更の承認手続きについては、交付要綱及びQ&Aにより市町村に示しているが、このことについて市町村説明会などの場で市町村及び保健所に対して周知徹底に努めた。

番号	項目	監査の結果及び意見 (Pは令和6年度包括外部監査結果報告書のページ)	措置の内容
35	<p>第3. 外部監査の結果及び意見</p> <p>1.1 森林環境譲与税に関する事業-みやぎ環境税とのすみわけ-</p> <p>(2) 市町村での活用状況について</p> <p>【意見】</p>	<p>【問題点・原因】</p> <p>森林環境譲与税について、市町村別の活用率（活用実績／国から市町村への譲与額）が低い市町村が複数存在しており、本制度の目的を十分に果たせていないおそれがある。</p> <p>【結果（指摘、意見）】</p> <p>市町村の活用率にはばらつきがあるため、特に活用率が非常に低い市町村に対し積極的な意見収集を行い、必要な措置を県の事業として行う。また森林が少なく、単独では事業を行うことが難しい市町村に対しては、県全体での連携ができるよう働きかけを行う。</p> <p>(P95)</p>	<p>森林環境譲与税の活用率が低い市町村では人材不足が課題となっており、県が市町村支援の委託業務として設置している「県市町村森林経営管理サポートセンター」のほか、各圏域の林業普及指導員及び林業振興課担当職員等連携し、市町村のニーズに寄り添う形で伴走支援を行っており、当面単独で業務が行えるように支援を続けている。</p> <p>なお、この施策以外での森林環境譲与税の活用については、森林面積が少ない市町村の活用率向上を図る必要があるため、林野庁・総務省から案内のあったポジティブリスト（通称）による事例周知のほか、サポートセンター事業による市町村職員の研修会（意見交換会）や各圏域ごとの推進会議の開催などを通じて、市町村への周知活用支援に取り組んでおり、今後も全国の先進事例を紹介しながら、森林環境譲与税が有効活用されるよう支援を進める。</p>
36	<p>第3. 外部監査の結果及び意見</p> <p>1.1 森林環境譲与税に関する事業-みやぎ環境税とのすみわけ-</p> <p>(3) 市町村での活用状況一覧の公表について</p> <p>【意見】</p>	<p>【問題点・原因】</p> <p>森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律では、県は森林環境譲与税を、「同税を用いた市町村による森林整備」の支援のために活用することとされているため、県による事業効果は、各市町村における活用実績で図られるべきと考えられる。この点、各市町村における活用実績の情報は、県により把握されているものの、一覧性のある総合的な活用実績の情報は公開されておらず、事業効果が県民へ適切に示されていないおそれがある。</p> <p>【結果（指摘、意見）】</p> <p>市町村の活用実績一覧を県の事業効果として開示する。</p> <p>(P96)</p>	<p>県の使途公表と合わせ、市町村における使途活用項目別の実績等についても、整理・集約を進め、県民向けの事業効果開示を行った。</p>
37	<p>第3. 外部監査の結果及び意見</p> <p>1.1 森林環境譲与税に関する事業-みやぎ環境税とのすみわけ-</p> <p>(4) 県民への周知について</p> <p>【意見】</p>	<p>【問題点・原因】</p> <p>「森林環境譲与税」と「みやぎ環境税」の目的の違い及び使途のすみわけについて、専門性が高いことにより県民に理解しづらいように見受けられる。県知事も令和6年6月3日の記者会見において、すみわけを周知することの必要性に言及していたものの、みやぎ環境税に関する県のホームページにおいて資料「森林環境譲与税」と「みやぎ環境税」の概要にとどまっており、県民に二重課税との懸念を払拭できていない可能性がある。</p> <p>【結果（指摘、意見）】</p> <p>負担している県民の理解を促進するため、両税の目的及び使途のすみわけについて、より平易な表現で、継続的に行うことが望ましい。</p> <p>(P97)</p>	<p>両税のすみわけについては、みやぎ環境税を所管する環境政策課のホームページにおいて概要が公開されているところだが、当課においても、二重課税の懸念払拭に向けて、税の使途関連のホームページを更新した。</p>